熊本県後期高齢者医療広域連合物品調達規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、熊本県後期高齢者医療広域連合 (以下「広域連合」という。)における物品の調達に関し、必要な事項を定める ものとする。

(物品の調達手続)

- 第2条 物品管理者(熊本県後期高齢者医療広域連合物品会計規則(平成19年規則 第17号)第2条第3号に規定する物品管理者をいう。以下同じ。)は物品の購入 をしようとするときは、総務課長(熊本県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例第 1条第1号に規定する総務課の長をいう。以下同じ。)に対し、物品購入伺により 必要な措置を請求しなければならない。
- 2 総務課長は、前項の物品購入伺を受理したときは、その適否を判断し、必要と認めるときは、速やかに物品の購入等のため必要な措置をし、物品管理者に通知しなければならない。
- 3 物品管理者は、前条に規定する通知を受け、物品を調達するものとする。 (物品の一括購入)
- 第3条 総務課長は、常時購入を必要とする物品については、一定期間内における消費量を勘案し、一時に所要見込量を購入し、在庫物品として保管することができる。この場合、前条第1項の手続は、在庫品の払出しとする。

(単価契約による購入)

第4条 総務課長は、前条の一括購入による物品の在庫保管を行う必要がないと認める常時の需用物品については、当該物品の一定期間内における単価による購入契約をあらかじめ締結しておくことができる。

(入札保証金及び契約保証金の特例)

第5条 物品の調達に係る入札保証金及び契約保証金で、次の各号に掲げるものについては、他の規則等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前条の規定により単価契約をしようとするときは、当該物品について予定する契約期間内における購入見込数量に、入札保証金については入札単価を乗じて得た金額の100分の3、契約保証金については契約単価を乗じて得た金額の100分の5以上に相当する金額とする。
- (2) 契約1件の金額が25万円を超えないものの契約保証金については、これを 免除することができる。ただし、当該契約の性質、内容により免除することが 適当でないと認めるときはこの限りでない。
- (3) 契約1件の金額が25万円を超えるものであって、当該物品の性質、納期限 その他契約履行の条件が軽易なもので、その保証を求める必要がないと認める ときは、契約保証金を免除することができる。

(指名願)

第6条 指名競争入札に参加することができる者は、同様の目的で熊本県知事の承認 を得た者とする。

(見積書の省略)

- 第7条 契約金額が3万円を超えない契約で、次の各号のいずれかに該当する場合は、 見積書を省略することができる。
 - (1)消耗品
 - ア 交際費、食糧費及び光熱水費をもって調達するもの
 - イ 郵便切手、はがき、収入印紙類
 - ウ書籍、図書、新聞及び法規加除録
 - (2) 燃料費 広域連合の区域外において走行中に補給する車両用燃料

(工程検査)

第8条 広域連合長は、物品の製作又は組立てをさせる場合において、必要と認める ときは、その工程中に当該物品の検査をすることができる。

(物品の検収)

- 第9条 物品の検収検査を行う職員は、当該契約担当の物品管理者又はその補助をする職員のうちから、その支出負担行為の執行につき決裁をした者(以下「支出負担行為担当者」という。)が定めなければならない。ただし、当該物品を広域連合の施設以外の施設等に納入させる場合は、その管理者に行わせることができる。
- 2 検収を執行するときは、契約書又はこれに代わるもの、仕様書、図面、見本その

他関係書類と照査のうえ実施しなければならない。

- 3 検収を執行するときは、当該物品の納入者の立会を求めなければならない。この 場合において、納入者が立ち会わないときは、他の物品管理者を代わりに立ち会 わせることができる。
- 第 10 条 検収に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、検収を行う職員は、 その事情を支出負担行為担当者に報告し、指示を受けなければならない。
 - (1) 検収ができないとき。
 - (2) 契約事項に違反する事実を認めたとき。
 - (3) 立会人と意見が一致しないとき。

(瑕疵担保)

第 11 条 広域連合長は、物品の調達に関し必要を認めるときは、契約の相手方に対し、供給した物品の隠れた瑕疵について検収後相当の期間、担保の責任を負わせるものとする。

(物品の引渡し)

- 第 12 条 物品の調達に関し、当該物品の引渡しは、第 1 0 条に規定する検収を終え たときに完了するものとする。
- 2 前項の検収の結果、不合格となった物品又は数量の過不足部分があるときは、広 域連合長の指定する期間に引き取り、又は追納その他広域連合長の指示するとこ ろにより供給者は契約を履行しなければならない。

(契約に要する費用の負担)

第 13 条 物品の調達に関する契約に伴う公租公課は、広域連合と契約をしようとする者の負担とする。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。